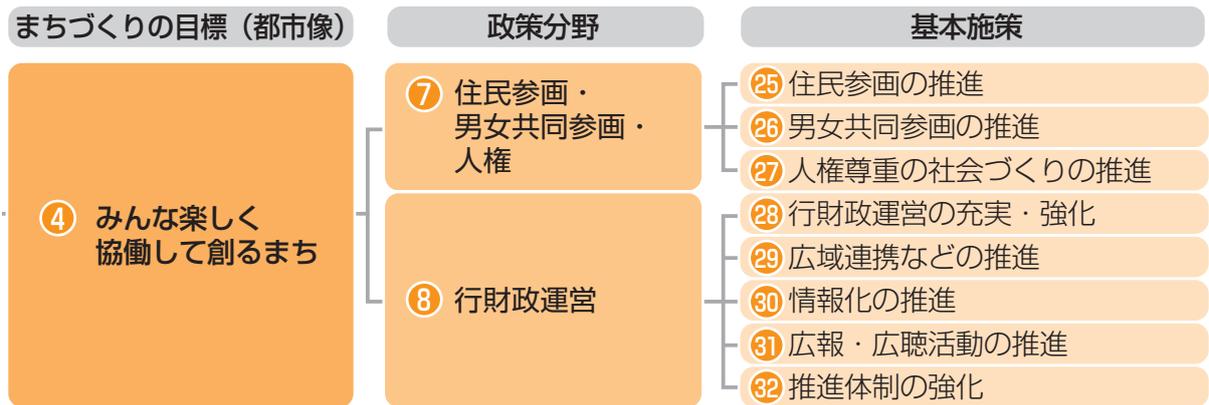


## 第4部

# みんな楽しく協働して創るまち

### 【施策の体系】



## 第4部 みんな楽しく協働して創るまち

### 第7編 住民参画・男女共同参画・人権

#### 基本施策25 住民参画の推進

|                      |   |  |   |
|----------------------|---|--|---|
| <p>連携する<br/>SDGs</p> | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  | <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>  |
|----------------------|---|--|---|



#### 現状と課題

本町では、平成25年4月に「菊陽町町民参画・協働推進条例」を制定し、町民と町が協働で住みよいまちを作っていく仕組みを構築しています。

地域の担い手が減少し、行政がすべての課題に対応することが困難になる中で、住民参画の重要性はこれまで以上に増しており、地域の課題は地域で解決する「自助」、「互助」、「共助」の仕組みづくりにより、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

そのためには、町民や各種団体、NPO、民間事業者、行政などが、本町の現状や課題、進むべき方向性など情報を共有し、それぞれが自らの役割を果たしながら新しい公共を担う、協働のまちづくりを進めていくことが求められます。

また、行政としては、ボランティアなども含め、町民が自主的・主体的に地域コミュニティ活動に取り組みやすい環境づくりや、息の長い活動を後押しする支援などを検討する必要があります。そして、“住民が手作りするまちづくり”を実現するため、多くの主体が関わりながら、皆で議論を深めていくことが大切です。

#### 基本方針

- 町民に対する情報公開の推進、町民の意見を取り入れる仕組みの充実、地域コミュニティ活動への支援に取り組みます。

| 主要施策1 町民と行政のパートナーシップの確立  |   |
|--|---|
| 施策の方向性   | 主な施策  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町民参画・協働のまちづくりを推進する仕組みの発展に向けて取り組みます。</li> <li>■ 政策を形成する段階から町民参画の機会を拡充し、町民の意見を積極的に取り入れる仕組みをつくります。</li> <li>■ 外国人など多様な主体とのパートナーシップを意識した行政運営に取り組みます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町民参画・協働の手法の検討</li> <li>● 行政情報の提供や窓口業務の多言語対応</li> </ul> |

| 主要施策2 地域協働によるまちづくりの推進   |  |
|---|--|
| 施策の方向性  | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域住民の自主的な自治会活動や身近な地域のコミュニティ活動などを支援するとともに、地域協働のあり方を検討します。</li> <li>■ 地域で活動するボランティア等を後押しする支援のあり方を検討します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域づくりの柱となる地域コミュニティ活動の支援</li> <li>● 地域女性の会への支援</li> <li>● 住民自治の推進と自治活動への支援</li> <li>● わがまちづくり支援事業の推進</li> <li>● 北部町民センター（仮称）整備の検討</li> </ul> |

| 主要施策3 公民館活動の支援  |   |
|---|---|
| 施策の方向性  | 主な施策  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域公民館長と連携を図りながら、地域公民館活動の充実を支援します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域公民館活動の支援</li> <li>● 地域公民館の施設整備の支援</li> </ul> |

| 主要施策4 情報公開の推進  |   |
|--|---|
| 施策の方向性   | 主な施策  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町民参画を促進するため、分かりやすい情報公開を進め、町民との情報共有を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報公開制度の充実</li> </ul> |

## 成果指標

| 指標                         | 単位 | 現状値  | 目標値  | 説明                |
|----------------------------|----|------|------|-------------------|
| 町行政へ意見や要望が反映されていると感じる町民の割合 | %  | 39.4 | 40.0 | 町民意識調査「問20（町民参画）」 |

## 基本施策26 男女共同参画の推進



### 現状と課題

国においては、平成27年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入ってきました。また、同12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成として目指すべき社会の将来像が示されました。

さらに「一億総活躍社会の実現」が提言されるなど、女性が自分らしく活躍できる環境整備が進められています。

また、「第5次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものであり、ポストコロナの「新しい日常」の基盤とすることを目指すとされています。

本町では、平成24年1月に「男女共同参画都市宣言」を行い、男女がともに歩み、一人ひとりが輝くまちの実現を誓いました。

また、平成28年に制定した「菊陽町男女共同参画推進条例」は、性別により差別されないこと、男女が対等な立場で地域の政策や方針の立案に参加すること、男女が妊娠、出産等に関してお互いの意思を尊重し合うことなどを基本理念としています。

平成30年に実施した住民意識調査では、若い世代では意識の変化がみられますが、家庭内の家事分担については、「主として妻」が多く、現実の生活上においても、習慣やしきたりが優先されてしまう傾向が見られます。

そのような状況を踏まえ、本町では、令和2年3月に男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となる「第2期男女共同参画計画<sup>40</sup>」を策定しています。

### 基本方針

- 性別に関わらず、それぞれが自立した一人の人間としてお互いを認め合い、平等な立場で家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画できる社会の実現を目指します。

| 主要施策1 対等のパートナーという意識の醸成  |  |
|---|--|
| 施策の方向性  | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 男女共同参画社会をめざす啓発活動を推進します。</li> <li>■ 男女共同参画の視点に立った教育を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の形成</li> <li>● 学校などにおける教育の充実</li> <li>● 生涯にわたる男女共同参画学習の推進</li> </ul> |

| 主要施策2 誰もが社会に参画できる環境整備   |  |
|---|--|
| 施策の方向性  | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政における男女共同参画を推進します。</li> <li>■ 地域における男女共同参画を推進します。</li> <li>■ 社会的に弱い立場にある人たちを支援します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策・方針決定過程への女性の参画促進</li> <li>● 庁内における女性活躍への環境整備</li> <li>● 地域活動における女性の参画拡大</li> <li>● 地域防災における女性の参画拡大</li> <li>● 高齢者や障がい者への支援</li> <li>● ひとり親家庭等への支援の充実</li> </ul> |

| 主要施策3 誰もが自立し、能力を発揮できるまちづくり  |   |
|---|---|
| 施策の方向性  | 主な施策  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 就労の場における男女共同参画を推進します。</li> <li>■ 仕事と家庭の両立支援の取り組みを推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済分野における女性の参画拡大</li> <li>● 農林業・商工業など自営業における男女共同参画の推進</li> <li>● 職場における男女の均等な機会の確保</li> <li>● 仕事と家庭の両立支援</li> </ul> |

| 主要施策4 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶   |   |
|--|---|
| 施策の方向性   | 主な施策  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 暴力防止対策を推進します。</li> <li>■ 被害者支援の体制の充実を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の人権、女性への暴力などに対する社会意識の醸成</li> <li>● ハラスメント防止対策の推進</li> <li>● ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>41</sup>などの防止対策の推進</li> <li>● 虐待の防止に向けた取り組みの推進</li> <li>● 相談体制の充実</li> <li>● 被害者支援の体制の充実</li> </ul> |

## 成果指標

| 指標            | 単位 | 現状値  | 目標値  | 説明             |
|---------------|----|------|------|----------------|
| 審議会等への女性の登用割合 | %  | 21.5 | 24.0 | 第2期菊陽町男女共同参画計画 |

## 関連する各分野の計画

### ◆ 菊陽町男女共同参画計画

#### 用語解説

<sup>40</sup> 男女共同参画計画：男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定される計画。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。

<sup>41</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）：親密な男女間における暴力行為。身体的、性的、精神的、経済的なものなど暴力によって支配する行為全般をいう。

## 基本施策27 人権尊重の社会づくりの推進

連携する  
SDGs



### 現状と課題

今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在しています。また、社会の国際化、情報化、多様化等に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

本町においては、平成7年に「人権擁護に関する条例」を制定するとともに、平成12年に「人権教育のための国連10年」町行動計画を策定しました。その後、町行動計画の取り組みを踏まえ、平成18年3月に「人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権意識の高揚を図ってきました。

また、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」と、令和2年6月に施行された「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を受け、本町では、令和2年9月に「菊陽町部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。今後も、部落差別（同和問題）の解決に向け、国や県と連携して取り組みを進める必要があります。

差別をなくすためには、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など様々な人権問題についての正しい知識を身に付け、自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくことが大切です。

本町では、「差別のない明るいまちづくり」の推進のため、町民に向けて「人権のまち菊陽フェスタ」を開催し、様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培っています。事業者に向けては、様々な人権問題の解決に取り組む企業に呼びかけて人権意識向上のための研修会などを開催し、町職員についても、職場内での研修の充実を図り、人権関係の研修会にすべての職員が参加できるように取り組んでいます。

また、教育については、子どもたち自らが人権に関する取り組みを発表する「菊陽町人権子ども集会」を開催するなど、すべての就学前・学校教育において人権教育を実践しています。

人権問題の正しい理解と、家庭や地域での実践につなげられるよう、今後も継続的な取り組みが必要となっています。

### 基本方針

- 教育や啓発の充実などを通じて人権意識の高揚を図るとともに、地域、行政機関、各種団体、学校などが一体となって、すべての人が人権を尊重し合い、差別のない明るい社会の実現を目指します。

| 主要施策1 人権教育・啓発の推進   |  |
|--|--|
| 施策の方向性   | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ いつでも、どこでも、誰もが人権問題について学べる環境づくりに努めます。</li> <li>■ 身近な人権問題に気づき、日常生活の中で解決に向けて行動できるための知識や態度を身につけられる環境づくりに努めます。</li> <li>■ 様々な人権問題を町民と行政が協働して解決を図る地域づくりに努めます。</li> <li>■ 異なる文化や考え方の違いを理解し、多様性を認め合う、豊かな人間関係の形成に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権教育・啓発イベントの実施</li> <li>● ニーズに応じた人権学習講座の実施</li> <li>● 各種団体、企業等に対する研修会の実施及び支援</li> <li>● 指導者養成のための研修会の実施</li> <li>● 就学前、学校教育における人権教育の推進</li> </ul> |

| 主要施策2 相談体制の充実  |  |
|--|--|
| 施策の方向性   | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談窓口の整備及び支援体制の充実に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談窓口の整備</li> <li>● 相談対応職員の研修</li> <li>● 関係機関との連携強化</li> </ul> |

## 成果指標

| 指標               | 単位 | 現状値  | 目標値  | 説明   |
|------------------|----|------|------|--|
| 「人権のまち菊陽フェスタ」参加率 | %  | 59.0 | 75.0 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者 / 会場である町図書館ホールの収容可能人数(500人)</li> <li>・現状値は平成29年度～令和元年度の平均</li> </ul> |

## 関連する各分野の計画

### ◆ 菊陽町人権教育・啓発基本計画

## 第8編 行財政運営

## 基本施策28 行財政運営の充実・強化



## 現状と課題

現在、地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新たな日常」の実践、激甚化・頻発化する災害への対応と国土強靱化、東京一極集中の是正に向けた地方創生の推進など、新たな課題に直面しています。

また、公共施設等の適正配置や老朽化対策、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、公営企業の経営改革など財政マネジメントの強化に加え、情報システムの標準化をはじめ自治体DX<sup>42</sup>（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による行政サービスの向上が求められています。

本町は、人口の増加や企業の進出などにより税収は増加傾向にありますが、一方で、学校施設整備、待機児童対策、道路や下水道といったインフラ整備等の需要も増加しています。今後は、少子高齢化の進行とともに、安全・医療・福祉・教育の充実など行政に対する町民ニーズはより多様化・複雑化することが予想されます。

多様な町民ニーズに応え、まちづくりを推進していくためには、その基礎となる健全な財政運営が欠かせません。また、組織・機構の見直しによる業務の効率化や、職員の意識改革による業務遂行能力の向上など、町民の期待に応えられる行政組織をつくることも重要です。

効率的で健全な行財政運営により持続可能なまちを実現するため、EBPMの視点も取り入れ、P（Plan＝計画）D（Do＝実施）C（Check＝測定・評価）A（Action＝改善）サイクルに基づく運営管理の仕組みを構築する必要があります。

## 基本方針

- 多様化する町民ニーズにも柔軟に対応し、自立した行財政基盤を構築するため、中長期的な視点に立った効率的な行財政運営の推進、自主財源の確保、職員の資質向上を図ります。

| 主要施策1 効率的・効果的な行政運営   |   |
|--|---|
| 施策の方向性   | 主な施策  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ デジタル化や働き方改革などに対応した組織体制の充実に取り組みます。</li> <li>■ 計画的な人材育成により職員の能力向上に取り組みます。</li> <li>■ 経営的な視点に立った効率的で効果的な行政運営を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅勤務（テレワーク）などへの対応</li> <li>● AI、RPA<sup>43</sup>などの活用の検討</li> <li>● 総合窓口化の検討</li> <li>● 職員研修の実施</li> </ul> |

| 主要施策2 健全で合理的な財政運営   |  |
|---|--|
| 施策の方向性  | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 産業の振興や企業誘致、企業就労者などの定住促進などを進めながら、町税など歳入の確保に努めます。</li> <li>■ 財政の効率化・適正化、中長期的な視点に立った財政運営に努めます。</li> <li>■ 公共施設の長寿命化を進めます。また、公共施設の適正配置と有効活用を進めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設の適正な管理運営と整備（長寿命化対策など）</li> <li>● 民間委託の推進</li> </ul> |

## 成果指標

| 指標               | 単位 | 現状値  | 目標値          | 説明     |
|------------------|----|------|--------------|--------|
| 業務効率化への新たな取り組みの数 | 件  | 0    | 5            | 5年間の累計 |
| 財政調整機能を持つ基金の確保   | %  | 25.0 | 標準財政規模の20%以上 | 中期財政計画 |

## 関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町中期財政計画
- ◆ 菊陽町公共施設等総合管理計画

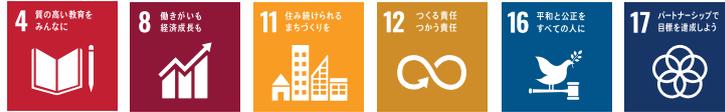
## 用語解説

<sup>42</sup> 自治体 DX：IT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるというデジタル・トランスフォーメーションを自治体においても推進しようとする考え。

<sup>43</sup> RPA（Robotic Process Automation）：ソフトウェアやロボットによる業務の自動化。

## 基本施策29 広域連携などの推進

### 連携するSDGs



### 現状と課題

住民ニーズの多様化、広域化などにより、消防・防災、福祉・医療、教育、ごみ・し尿など様々な分野において、町単独では解決することが難しい課題等が増えています。

これらに対応するためには、これまで以上に近隣市町村等と広域的な連携や機能の分担を図ることが必要です。国においても広域連携に関する制度の拡充が進められており、本町の実情に合った連携のかたちを模索していく必要があります。

また、本町では、制度に基づく連携に加え、姉妹都市盟約<sup>44</sup>や包括連携協定等を活用した、菊陽町らしい取り組みを進めています。

鹿児島県屋久島町とは、豊後街道菊陽杉並木に植栽された「屋久杉」を縁に交流が始まり、姉妹都市盟約を結んでいます。産業、教育などの分野で交流を重ね、特に屋久島町の「ふるさと産業祭り」、本町の「すぎなみフェスタ」の際には両町から互いに参加し、地域女性の会や子ども会といった町民同士の交流も続いています。

また、県内の大学等との連携も進めており、現在、熊本県立大学（平成18年12月）、熊本学園大学（平成24年12月）、尚絅大学・尚絅大学短期大学部（平成27年6月）、熊本県立技術短期大学校（平成28年3月）と包括協定を締結しています。

その他にも、熊本地震の経験を活かした民間企業との災害時の協力に関する協定や郵便局との包括連携協定など、様々な連携に取り組んでいます。

今後は、大学等との協定のみならず、本町に拠点をもつ空港、JR、民間企業、金融機関等とも連携・交流を深め、町の賑わい創出やイメージの向上につなげることも大切です。

### 基本方針

- 多様で広域的な行政課題に的確に対応するため、近隣市町村と密接に連携・協力し、効率的で質の高い住民サービスの提供を図ります。
- 姉妹都市や大学、空港、民間との連携について、これまでの取り組みを継続するとともに、新たな連携事業や交流促進も検討します。

| 主要施策1 広域行政の推進   |  |
|---|--|
| 施策の方向性  | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広域的な見地に立って企画・調整、処理することが適切な事業について、広域連合<sup>45</sup>や一部事務組合の活用を図ります。</li> <li>■ 地方公共団体間の事務委託や機関の共同設置などを推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 菊池広域連合等による広域行政の推進</li> <li>● 熊本連携中枢都市圏による広域行政の推進</li> </ul> |

| 主要施策2 屋久島町（姉妹都市）との交流  |  |
|---|--|
| 施策の方向性  | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 姉妹都市盟約を締結している屋久島町との交流を深めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業祭などを通じた相互交流</li> <li>● 小中学生や地域女性の会など町民間の交流の活性化</li> </ul> |

| 主要施策3 大学・企業などとの連携  |  |
|--|--|
| 施策の方向性   | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大学や民間企業等との連携協定を進め、協定に基づく事業の実施に取り組みます。</li> <li>■ 空港運営会社とのパートナーシップによる地域振興、空港の利用促進を進めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携事業の推進</li> <li>● 空港の利用促進</li> </ul> |

## 成果指標

| 指標                       | 単位   | 現状値 | 目標値 | 説明         |
|--------------------------|------|-----|-----|------------|
| 他市町村との連携により相互利用できるサービスの数 | 件    | 5   | 10  | 熊本連携中枢都市圏  |
| 大学・企業と連携して実施した事業の数       | 事業/年 | 1   | 5   | 包括（連携）協定など |

## 関連する各分野の計画

◆熊本連携中枢都市圏ビジョン（18市町村による共同策定）

### 用語解説

<sup>44</sup> 姉妹都市盟約（屋久島町）：平成6年5月に旧屋久町と姉妹都市盟約を締結。その後、屋久町と上屋久町が平成19年10月1日に合併し屋久島町となったことから、平成20年2月には再度姉妹都市盟約を締結している。

<sup>45</sup> 広域連合：行政サービスの一部を共同で行うことを目的として、地方自治法に基づき設置される特別地方公共団体。市町村の事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進するもの。

## 基本施策30 情報化の推進

### 連携する SDGs



### 現状と課題

昨今のデジタル技術の革新的な進展により、ICT や人工知能（AI）、ロボティクスなど新たな技術を積極的に活用し、様々な分野で社会的課題の解決や行政サービスの向上につなげることが期待されています。

本町では、これまで、住民情報を中心とした情報システムの整備や、行政手続等のオンライン化を進め、行政事務の効率化と住民サービスの向上に努めてきました。

今後は、これまで以上に、デジタル技術やデータ、AI 等を活用した町民の利便性向上や、行政事務の効率化を図る必要があります。

具体的には、高度なセキュリティ対策のもと、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続等のオンライン化の拡充、AI・RPA の活用、テレワークの推進などに取り組むことが重要です。

情報システムの標準化・共通化を単なるシステム更改にとどめるのではなく、行政手続等のオンライン化を前提とした業務プロセスの見直しなど、行政サービスの向上と行政事務の効率化を図るとともに、自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）につなげる必要があります。そして、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、生き活きと快適に暮らすことができる「超スマート社会」を実現することが課題です。

### 基本方針

- 行政サービスの向上と効率的で効果的な行政運営を図るため、情報システムの整備・充実に取り組みます。
- 情報セキュリティの確保や個人情報保護、災害時の対応などに配慮しながら、ICT を活用した行政のデジタル化を推進します。

| 主要施策1 行政のデジタル化の推進   |  |
|---|--|
| 施策の方向性  | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報システムの整備を進めるとともに、オンラインで対応できる行政手続等を拡充させ行政サービスの向上を図ります。</li> <li>■ ICT等の先端技術を活用して、事務事業の効率化に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報システムの標準化・共通化</li> <li>● マイナンバーカードの普及促進</li> <li>● 電子申請システムやe-TAX、eLTAXを活用した、申請、届出、申告などオンライン化の拡充</li> <li>● テレワークの推進</li> <li>● AI、RPAの活用</li> </ul> |

| 主要施策2 情報セキュリティの強化  |   |
|--|---|
| 施策の方向性   | 主な施策  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ セキュリティポリシー<sup>46</sup>に基づく庁内情報セキュリティ（情報資産の機密性、完全性及び可用性）の維持向上に努めます。</li> <li>■ 個人情報を適正に取り扱います。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報セキュリティ対策の徹底</li> <li>● バックアップ機能の拡充</li> <li>● 個人情報保護対策の強化</li> </ul> |

| 主要施策3 地域の情報化支援   |  |
|--|--|
| 施策の方向性   | 主な施策   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 情報化社会に対応する能力を育成するための支援を行います。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校におけるインターネット利用教育の充実</li> <li>● 小中学校における一人1台タブレット活用</li> <li>● 町民センター等におけるインターネット講座の実施</li> </ul> |

## 成果指標

| 指標           | 単位 | 現状値  | 目標値 | 説明               |
|--------------|----|------|-----|------------------|
| マイナンバーカード普及率 | %  | 23.6 | 100 | 現状値は令和2年12月31日現在 |

### 用語解説

<sup>46</sup> セキュリティポリシー：組織における情報の安全性の確保について、その方針や方法を定めるもの。

## 基本施策31 広報・広聴活動の推進

|                      |   |  |  |
|----------------------|---|--|--|
| <p>連携する<br/>SDGs</p> | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  | <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>  |
|----------------------|---|--|--|



### 現状と課題

本町では、「広報きくよう」の発行や公式ホームページ、公式アプリの運用を通じ、町民が行政情報にアクセスしやすい環境の確保に努めるとともに、わかりやすい情報提供に取り組んできました。今後もさらなる情報発信の強化に取り組む必要があります。

また、各種審議会、地区懇談会や、町民意識調査などにより、町民からの意見聴取に努めてきており、さらなる広聴機能の充実が求められます。

広報紙については、町民意識調査において、幅広い世代から行政情報の主要な入手方法として選ばれており、災害や防災に関する知識・情報の入手先としてもテレビやインターネットと並んで多くなっています。幅広い読み手を意識し、紙面の充実に取り組む必要があります。

ホームページについては、平成31年1月に全面リニューアルを実施し、平成28年熊本地震の経験を活かした災害に強いホームページの構築や、障害者差別解消法の施行を受けた情報へのアクセスしやすい改善、デザイン性の向上などに取り組みました。令和元年度からは、ホームページと連動したアプリの運用も開始しています。これらは、町のイメージ形成に関わるものであるため、陳腐化しないよう内容やデザインを定期的に更新していくことが重要です。

また、近年では、SNS<sup>47</sup>など新しい情報発信のツールが普及しており、積極的に活用する市町村も増えています。新聞、テレビなどのマスメディアに加え、新たな媒体も活用しながら、効果的な情報発信を進める必要があります。

広聴活動については、これまでの取り組みを強化しつつ、インターネット等の活用など今後のあり方について検討していくことも課題です。

### 基本方針

- 広報紙、ホームページ、SNS など様々な媒体を活用し、広報活動の推進に取り組みます。
- 新たな技術の活用も視野に入れ、広聴活動の推進に取り組みます。

| 主要施策1 広報活動の推進  |   |
|--|---|
| 施策の方向性   | 主な施策  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広報紙を通じて、積極的に情報を発信します。</li> <li>■ ホームページを通じて、積極的に情報を発信します。</li> <li>■ 報道機関への情報提供を積極的に行います。</li> <li>■ 多様な受け取り手を意識し、外国語対応や音声化などの充実に取り組みます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 記事の充実</li> <li>● 情報発信体制の強化</li> <li>● ホームページリニューアルの促進</li> <li>● SNS など多様な媒体の活用</li> </ul> |

| 主要施策2 広聴活動の推進   |   |
|---|---|
| 施策の方向性  | 主な施策  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町民からの幅広い意見聴取に努め、施策に活かします。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民懇談会や町民意識調査の実施</li> </ul> |

## 成果指標

| 指 標               | 単 位   | 現状値   | 目標値   | 説 明 |
|-------------------|-------|-------|-------|-----|
| 町の公式ホームページの記事登録件数 | 件 / 年 | 340   | 450   |     |
| 町の公式アプリ、SNS 登録者数  | 人     | 1,479 | 3,000 |     |

## 用語解説

<sup>47</sup> SNS (Social Networking Service) : インターネット上での情報発信により登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

## 基本施策32 推進体制の強化

連携する  
SDGs



### 現状と課題

第6期総合計画の計画期間においては、全国的な人口減少とともに少子・高齢化が進行し、高齢者人口がピークに向かうとされます。当面は人口増加が続く本町においても、高齢化に伴う人口構造の変化により、支える側となる住民の減少が地域の活力低下につながるなど、様々な影響が懸念されます。

住民に最も身近な基礎自治体としての責任を果たすため、社会の変革や様々なリスクに的確に対応し、行政職員など限られた人的資源を有効に活用することで、質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していかなければなりません。

しかし、最近では、大規模化・頻発化する災害や新たな感染症の拡大など、行政だけですべての課題に対応することは困難な状況も明らかになっています。

第6期総合計画の策定過程では、本町の強みやまちづくりの課題、今後の方向性などについて、学識・経済・住民代表など様々な立場から、多くの意見が交わされました。

その中には、コミュニティの変容を踏まえたまちづくりのあり方や持続可能な土地利用への提言など、今回の計画期間にとどまらず、長い目で見た町政のテーマとして取り扱うべき貴重な意見もあり、大変有意義な議論となりました。

総合計画に掲げる施策の推進に当たっては、町民などの知見を活かした実効性のある検証を進めるため、評価の前提となる行政の各種制度や施策の実績に関する情報について、正しく共有しなければなりません。

そのうえで、まちの未来の姿として描く将来像の実現に向け、行政だけでなく地域を支える様々な主体が議論を重ね、目標を共有しながら協力して取り組むことが大切です。

### 基本方針

- 住民に最も身近な基礎自治体としての責任を果たすため、持続可能な形で行政サービスを提供します。その際、町民、議会に加え、自治会等のコミュニティ組織、NPO、企業などの地域社会を支える様々な主体と議論を重ね、将来のビジョンを共有しながら計画推進を図ります。
- 社会の変化や様々なリスクに応じて行政の機構や事務の進め方を工夫しながら、施策を着実に推進します。総合計画に掲げる各種施策の進捗・効果を検証し、さらなる推進に活かすことで、町の将来像の実現を目指します。

| 主要施策1 効果検証の推進                   |               |
|---------------------------------|---------------|
| 施策の方向性                          | 主な施策          |
| ■ 総合計画の進捗について検証を行い、事業の推進に活かします。 | ● 成果指標による効果検証 |

| 主要施策2 政策形成の推進                            |           |
|--|-----------|
| 施策の方向性                                   | 主な施策      |
| ■ データ等を活用した政策形成に取り組みます。前提となるデータの共有を進めます。 | ● 政策形成の推進 |